

# 名家連ニュース

令4年11月17日(木)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.896号

## 国連障害者権利委員会の日本政府への勧告 ②

### 自立した生活と地域社会への参加 (第19条)

#### 《精神科病院からの地域移行、脱施設化》

#### 41. 当委員会は懸念を持って観察している。

- (a) 知的障害者、心理社会的障害者、高齢障害者、身体障害者及びより強力な支援を必要とする者の施設収容、特に地域外の生活環境、及び障害児、特に知的、心理社会的又は感覚的障害を有する児童及びより強力な支援を必要とする者の児童福祉法による各種施設収容を継続し、家庭及び地域生活を奪っている。
- (b) 精神科病院における心理社会的障害者及び認知症患者の施設収容の促進、特に、精神科病院における心理社会的障害者の無期限入院の継続。
- (c) 障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関する法律に基づき、親に扶養され、その家に住んでいる者や、グループホームなどの特定の施設に入所している者など、障害者が居住地や場所、一緒に住む人を選択する機会が制限されていること。
- (d) 入所施設や精神科病院に居住する障害者の脱施設化、および自律性と完全な社会的包摂の権利の認識を含む、他の人と平等にコミュニティで自立した生活を送るための国家戦略と法的枠組みの欠如。
- (e) 障害者が地域社会で自立して生活するための十分な支援体制（利用しやすい安価な住宅、在宅サービス、個人的支援、地域社会でのサービス利用など）が整っていないこと。
- (f) 障害の医学的モデルに基づく地域社会での支援とサービスの付与のための評価スキーム。



私たちのことを私たち  
抜きに決めないで！  
国連障害者権利条約の  
イエローリボン

#### 42. 自立した生活と地域社会に含まれることに関する一般的意見第5号（2017年）および脱施設化に関するガイドライン（2022年）を参照し、委員会は締約国に強く要請する。

- (b) 精神科病院に入院している障害者のすべてのケースを見直し、無期限の入院をやめ、インフォームド・コンセントを確保し、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活を育むこと。
- (c) 障害者が居住地、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、グループホームを含む特定の生活形態に住むことを義務づけられないようにし、障害者が自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること。

## 健康（25条）

《精神保健福祉法（一般医療と分けられた制度設計にあること、変更のための当事者参画、立法政策措置の採用）》

53. 委員会は、懸念をもって留意する。

(b) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されているように、精神科医療が一般医療から隔離されており、地域密着型の健康サービスやサポートが十分に提供されていないこと。

54. 条約第25条と持続可能な開発目標の目標3.7及び3.8との関連性を考慮し、委員会は締約国に勧告する。

(d) 精神障害者の組織と緊密に協議しながら、強制力のない地域ベースの精神保健支援を開発し、精神保健医療を一般医療から分離する制度を解体するために必要な立法措置および政策措置を採用すること。

### ◆ 「障害者権利委員会の勧告」に対する政府の報告義務 ◆

▶ 締約国は、自国で権利条約の効力が生じた2年以内に「政府報告」（権利条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びそれによってもたらされた進歩に関する報告）を国際連合事務総長を通して障害者権利委員会に提出する（第35条1項）。

▶ 互いの「建設的対話」を経て、今後改善すべき点を勧告としてまとめた「総括所見」が採択される。

▶ 政府は、その後の4年間に勧告を受けた点の改善に取り組み、4年ごとに権利条約の実施状況を報告する義務がある（第35条2項）。

### ◆ 臨時国会に提出予定の地域生活支援の法改正案骨子 ◆

▶ 障害者が地域で暮らしていけるように支援を強化する障害者関連法の改正案が10月14日に閣議決定された。内容は、新たなグループホームの新設、地域生活の拠点整備（市町村の努力義務）などです。 [厚労省のWEBページ](#)

▶ 厚生労働省の新たなグループホーム（案）については「名家連ニュース870号」、名古屋市の地域生活拠点については「名家連ニュース851号」に詳しく掲載されていますので是非参照してください。

▶ 政府案ではグループホームが「経過型（自立生活移行支援型）」と「一般型」に大別され、精神障害者は殆どが「経過型」の利用となり、2～3年の一定期間を経たら、グループホームからの退去を余儀なくされてしまいます。

▶ 名古屋市内の地域生活支援拠点事業所は市内8か所（令和3年4月現在）ですが、第6期障害福祉計画では令和5年度末までに市内16か所での実施を目標としています。お助けショートステイ及びお試しグループホームの利用等に関する相談窓口が、令和3年4月現在で千種、中村、南、緑、北、西、守山、東の8区の障害者基幹相談支援センターに設けられましたのでご相談ください。他の8区の相談窓口の設置については未定です。